ぐりーんバス高齢者割引制度 Q&A集

令和6年8月21日現在

【制度(制度変更)について】

- Q. 1 制度の概要は?
- A. 1 75才以上の流山市民が、流山ぐりーんバスを利用する際に、 料金を割引する制度です。
- Q. 2 割引額はいくらか?
- A. 2 通常料金の半額となります。ただし、端数処理の都合上、現金 払い時とICカード利用時では金額が異なる場合があります。
- Q. 3 割引対象となるバス路線はどれですか?
- A. 3 流山ぐりーんバスとして運行しているバス路線が対象です。 民間のバス路線は割引対象とはなりません。
- Q. 4 現行の制度からの変更点はなんですか?
- A. 4 以下のとおりです。
 - ①割引を受けるために必要な書類が変わります。 現在は、後期高齢者医療被保険者証を提示することで割引を 受けられていますが、制度が変更された後は流山ぐりーんバ ス高齢者割引証の提示が必要になります。
 - ※ただし、令和7年7月31日(木)までは現行の後期高齢 者医療被保険者証による割引も並行します。
 - ②令和6年12月2日(月)以降、割引の対象者が市民のみとなります。

【申請および高齢者割引証の発行について】

- Q. 1 申請できる人は誰ですか?
- A. 1 75才以上の流山市民です。市民でない人は申請できません。
- Q. 2 いま74才ですが75才にならないと申請できないのですか?
- A. 2 誕生日の概ね1か月前から申請が可能です。
- Q. 3 いつまでに申請すればいいですか?
- A. 3 いつでも構いませんが、現行の後期高齢者医療被保険者証による割引は令和7年7月31日(木)で終了することから、間に合うように申請することをお勧めしています。 割引証の発行に時間がかかる場合があるのでご注意ください。
- Q. 4 申請から割引証の発行まで、どれくらい時間がかかりますか?
- A. 4 申請時期によって異なります。

 - ②令和6年11月1日(金)から12月13日(金)までに申請 した場合

令和6年12月27日(金)までにお手元にお届けします。

- ③令和6年12月16日(月)以降に申請した場合 概ね2週間程度でお手元にお届けします。
- Q.5 市民以外は申請できないのですか?
- A. 5 できません。

【割引の受け方(高齢者割引証の使いかた)について】

- Q. 1 割引を受けるにはどうすればいいですか?
- A. 1 ① 「流山ぐりーんバス高齢者割引利用者登録(再交付)申請書 兼同意書(以下、申請書兼同意書)」により、利用者登録申請 をする必要があります。
 - ②申請があった人には、「流山ぐりーんバス高齢者割引証」を交付します。
 - ③流山ぐり一んバス利用時は、「運賃を支払う前」に高齢者割引 証を「運転手に」提示します。
 - ④運転手が割引の処理をした後で運賃を支払います。
 - ※令和7年7月31日(木)までは、現行の後期高齢者医療被保険者証による割引も併用されます。
- Q. 2 乗り継ぎ券との併用はできますか?
- A. 2 可能です。併用する場合、現金払い運賃から100円引きした 後に高齢者割引を適用します。

【助成対象となるバス路線について】

- Q. 1 割引対象のバス路線(流山ぐりーんバス)はどこを運行していますか?
- A. 1 以下のとおりです。ルートの詳細は流山市ホームページや、市が作っているマップ&ルート図などで確認してください。

江戸川台西ルート(江戸川台駅西口〜富士見台/ほっとプラザ) 江戸川台東ルート(江戸川台駅東口〜東深井/こうのす台) 西初石ルート(大畔〜若葉台〜西初石〜流山おおたかの森駅西口) 美田・駒木台ルート(流山おおたかの森駅東口〜美田〜駒木台 〜青田)

松ケ丘・野々下ルート(流山おおたかの森駅西口〜野々下地域 〜松ケ丘地域〜南柏駅西口)

南流山・木ルート(南流山駅南口~木地域~南流山地域)

【その他の事項について】

- Q. 1 今回、なぜ制度を変更するのですか?
- A. 1 後期高齢者医療被保険者証の新規発行が停止される※ことに伴う対応です。※令和6年12月2日(月)を予定
- Q. 2 申請は本人がする必要がありますか?
- A. 2 提出は代理人でも構いませんが、申請書はご本人に記入していただくようにお願いしています。 また、郵送による申請も可能ですので、ご検討ください。
- Q.3 高齢者割引証を紛失した場合はどうすればいいですか?
- A. 3 申請書兼同意書により、再交付の申請をしてください。
- Q. 4 市外に転出する場合など、資格を喪失した場合はどうすればいいですか?
- A. 4 高齢者割引証を流山市まちづくり推進課に返却してください。